

## 前橋家庭裁判所委員会議事概要

- 1 開催日時 平成19年11月19日(月)午後1時30分～4時00分
- 2 開催場所 前橋家庭裁判所大会議室
- 3 出席者(五十音順)

### (委員)

青木公夫委員,家坂清子委員,岡村稔委員,武井孝一委員,中村喜美郎委員,  
樋口隆明委員,松本茂基委員,丸山和貴委員,圓山慶二委員,宮崎重子委員,  
宮下智満委員,森山脩一委員,横島庄治委員(以上13人)

### (説明者)

前橋家庭裁判所 吉田直樹主任書記官,糸井恵利子家庭裁判所調査官

### (事務担当者)

魚住英昭首席家庭裁判所調査官,伊東静司首席書記官,高野淳之事務局長,  
齊藤満男次席家庭裁判所調査官,小池良隆事務局次長,丸山和子総務課長,  
新山有美庶務係長

## 4 意見交換

テーマ「少年審判と被害者に対する対応」に関し,意見交換をした。

刑事裁判の場合は,被害者が法廷で意見を述べたり,情状証人として現在の心境を述べたりでき,被告人が直接被害者の話を聞けるので被告人のためになるが,少年審判の場合は,少年の前で被害者が直接意見を述べるシステムになっていない。なぜ,少年審判において,被害感情や示談の有無を調査することが少年の保護的教育につながるのか分からない。

少年審判では,調査や審判の段階で,少年に被害者側の視点から考えるよう働きかけを行うが,警察や検察庁での取り調べから時間が経っているため,被害者の現在の感情を把握するために被害者調査を行っている。例えば,恐喝の被害に遭った高校生が怖がって1週間も学校を休んだというような具体的事実を少年に対して投げかけることで,自分の行為を被害者の視点で受け止めることができるだろうと考えている。

殺人事件では,被害者は実存せず,加害者は存在するという非対称の矛盾がある。裁判員裁判になれば,裁判員は,被告人の声を聞く機会はあるが,実存しな

い被害者の実情を聞く機会はなく，そこで量刑を判断することは非対称の矛盾が大きくなると思う。少年審判ではその矛盾が更に大きいのではないか。

刑事事件では，現在も意見陳述の制度があるし，裁判員裁判が始まるまでには被害者参加制度は相当拡充され，被害者が検察官の横に座り，量刑についても意見を言える制度が作られる予定と聞いている。このように，刑事裁判の場合には，被害者の声が直接量刑に反映されるが，少年審判の場合は，被害者の声を少年の内省につなげ，改善効果をもたらすということであり，そういう意味で制度的に基本的な矛盾がある。

被害者の観点からは，加害者が少年であっても成人であっても，受けた被害の事実やその重さは同じである。それが制度上裁きの場が違うということになれば，被害者側から見れば差別である。被害者の人権への配慮が足りないのではないか。むしろ少年だからこそ，被害者の受けた精神的ダメージは大きいかもしれない。

これまでは，憲法上も被疑者である加害者の人権は尊重されていたが，被害者には光があたらなかった。最近では，被害者の人権を主張する憲法学者もいる。いずれの人権に重点を置いても，それぞれの側から反発が出る。刑事裁判の被害者参加制度の意味は，被告人に自分のやったことを反省させ，被害者の心情や苦しみを分からせることにあると思う。それによって被告人と被害者の関係修復ができれば，判決も少年審判も非常に効果が上がると思う。現行の少年法における被害者の人権に配慮した制度は3点に限られる。重大な事件に限って被害者を傍聴させたり，審判官の判断で被害者と加害者を対面させるなどの修復的な手法に向かわないと，どちらを重視するかという議論では解決できないのではないか。

刑事事件と少年事件は手続構造が違い，刑事事件は，被害者も参加し，弁護人もおり，公開に曝されるが，少年審判では調査結果がどのくらい少年に告げられ，少年がそれと向き合うことになるのかというところが違う。被害者へのアンケートにおいて，相手が謝りに来たかとか，なぜ示談は成立しないのかという質問については，むしろ被害者に問題があることもある。また，少年の要保護性と，被害者からみれば，被害の大きさは，加害者が少年というだけで同じだという点は，最近もいくつかの判例で問題となっている。少年審判の特別な手続からくる制約もあり，簡単に結論は得られないのではないか。

少年法が規定している事件記録の閲覧謄写，審判結果の通知，意見陳述の3つ

の制度について、本庁のこれまでの利用件数は非常に少ないと感じる。平成12年の少年法改正で制度ができたのに、広報が十分になされていないのではないか。

一般的には、全ての非行ではなく、重大な非行について被害者対応を行うのが相当との配慮から、被害者対応事件の選別基準を作っているが、重大事件があまり起こらない前橋管内では、対象件数が少なく、被害者配慮制度が働いているのかという疑問も出るので、前橋では、半年くらい前から、大規模庁の基準から少し下げた基準を検討実施している。

今後、利用件数は増えると思うが、今まであまりにも件数が少なかったのは、この制度を周知していない、被害者が制度を十分知らなかったからではないか。

裁判所では、一定の非行について被害者に制度案内のパンフレットを送付していたが、反応がなかったので、もっと軽微な非行に範囲を広げて案内している。家庭裁判所としては、全事件に対応することは、少年の適正な処遇を行う上ではむしろ有害であると考えているが、一般的な形では、今後も制度の広報をしていかななくてはならないと考えている。

書面照会による被害者調査を行う際には、制度説明のリーフレットを同封し、被害者に、このような申請ができるということは伝えている。案内を送付した件数は、平成17年は61件、18年は82件、19年は、10月までで73件。割合にすると、平成17年は全体の3.3%、平成18年は4.5%、平成19年は4.9%である。これは、万引きや自転車窃盗等の軽微な事件を含めた全件数に対する割合である。前橋は、軽微な事件が非常に多いのでこのような数字になる。

重大事件が少ないことの幸せも分からないでもないが、それにかまけて見落としがあれば不幸なことだと思う。私には、刑事事件は被告人中心、民事事件は被害者中心となっているように見える。

被疑者、被告人に弁護人が付くのは、被告人が一方当事者だからであり、中心主義と言われるのは少し観点が違うと思う。ただ、今まで被害者に光があたってこなかった面も確かであり、それが制度の面でバランス良く拡充されていると考えている。被害者配慮制度の利用件数が少なければ、広報やできるだけ多く情報を伝えていく配慮も必要だが、問題は、被害者配慮制度が保護処分優先主義とい

う少年法の体系の中で、どのように位置づけられるのかということである。私には、アライヤ的に、被害者も大切にしているよと旗を振っている意味しかないと思える。

軽微だからということで被害者が調査に回答しないという面はないか。保護者や学校は、少年に対して万引きは重大な犯罪だと教えるが、被害者側が何も言わなければ子どもは何も考えないのではないか。なぜ回答しないのかという意見も捨てるべきだし、きちんと回答する方が加害者の教育になるということも広報したほうがよいのではないか。

調査に対しては、ほとんどの被害者から回答をいただいている。ただ、記録の閲覧謄写などの申請に結びつくものがほとんどない。

被害者側がそこまで思っていないということであろう。被害者が、被害者であることをしっかり認識すべきである。軽微だからと泣き寝入りするのではなく、きちんと考えなければならない。回答して終わりではなく、自分の被害者としての声を加害者に伝えてもらい、加害者の反応を聞いていかないと、2度目、3度目の被害者になる可能性もあると思う。

少年審判では一定の制約があるので、その中でいかに被害者の声を審判に反映させていくかが大切である。一方で、健全育成、再非行防止という観点も重要であると思う。非行で審判を受けた少年たちの再非行率は非常に高くなっている。

家庭裁判所では、再非行率は把握していない。委員の意見は、おそらく、補導ベースの件数も含めた実感として言われているのではないかと思う。

再非行の原因は複雑で一概には言えないが、審判過程で、被害者がどういう被害を受け、どういう苦しみを感しているかを直接少年に直面して伝え、非行少年が反省することによって再犯率が低くなることもありうると思う。せっかく被害者配慮制度があるのだから、少年審判において、いかにして修復的な司法の理念を実現できるか工夫すれば、再犯率を下げることにつながるのではないか。

再非行の要因は、家庭環境、学校、地域の問題などいろいろあるので、直接被害者の声を非行少年にぶつけて、どれだけ効果があるのかは分からない。再非行の防止は、端的にどうだとは言いにくいと感している。

平成12年の法改正後、全国のほとんどの家庭裁判所では、軽微な事件においても被害者の視点を少年の保護的措置、教育的措置に役立てようと、被害を多く

受けているスーパーの担当者などを講師に招き，被害を考える講習会を実施している。前橋でも，昨年から取り組み始めた。これが，万引き等の軽微な事件の再非行防止に効果があるのではないかと考えている。

警察で軽微な犯罪について加害者と被害者の対話に取り組んでいるという話は，報道されたことはあったと思うが，制度的に全国的に取り組んでいるということではない。そういうことを推進したらどうかという話はあるようだが，被害者と加害者が一緒になるので，いろいろな問題点も指摘されている。

交通事故を起こした少年に交通講習を行っているが，ほとんどの少年は，被害者に謝罪していない。それは，親が謝罪するか，保険会社から謝罪に行くと言われてからであり，周りの大人が少年が被害者と会う機会を奪っているのではないか。また，ほとんどの方が裁判所に来ること自体嫌だとか，関わりたくないという気持ちを持っている。被害者は，関係したくない，早く縁を切りたい，大した事件ではないから知らないふりをしたい，仕返しされたくないという気持ちがあるのではないか。加害少年に，被害者についてどう思っているか聞くと，どの少年も，型どおり「反省している」と言うが，本当のところどうなのか分からない。

少年審判の場合は，懲罰というよりも更生という意味合いが強く，内省を重視しているという話であったが，審判の場だけの内省でいいのか。交通事故の例では周りの者が被害者に謝るなど言っているという話があったが，みんなが少年の更生を阻害しているような気がした。

少年審判では被害や被害感情を審判結果に反映していないという議論は誤解である。例えば，重い罪を犯して被害が大きければ，少年院へ送致されたり，検察官送致となって実刑になる場合もあり，反映されていると思っている。被害者の観点が刑事事件と全く異なるということはない。

海外，特に欧米では，性悪説に立ち，成人でも少年でも起こした罪の大きさによって刑事事件にしているのではないか。一方，日本は，性善説の社会へ欧米流の考え方が入ってきて合理的な対応が迫られ，裁判や少年審判ではより加害者，被害者の合理的なすみ分けが求められてきつつあるのではないか。

我が国では，戦前から，少年には保護的措置をすべき，成人と少年とは別に処遇しなければならないという考え方があった。戦後の新しい少年法の基礎は欧米

の思想で、少年は保護すべき、未熟な存在であるという前提で、国が少年の後見的役割にたち、非行を罰するのではなく、まともな大人になるよう育てるという基本的思想であったと思う。我が国は、アジア極東犯罪防止研修所で、戦後、東南アジアや近隣の後進国に対して我が国の少年法の理念を広報して押し進めてきた。ところが、被害者の観点からは大人も少年も同じであるとの意見もあり、家庭裁判所は、今までの理念とどう調和させていくかというジレンマに陥っている。委員が言われるような形になれば、少年審判を単に傍聴したいというところから、面前で被害者の意見を聴いてほしい、いずれは、家庭裁判所の処分に不服があれば被害者にも抗告権を認めてほしいという方向に向かうと思う。これから家庭裁判所が抱えていく問題だと思う。

私が性的犯罪の被害者を診療する際、最も苦勞するのは、被害者だから訴えていいと納得させることであり、受診者の1、2割が県警に相談すれば良い方である。医療機関を受診する被害者が氷山の一角であろうと思うと、性的被害を受けたときに自分を被害者と捉えて行動する意識を子供達にどう教育していけばいいのかと考える。被害者が最も恐いことは、加害者とまた面と向かうこと、プライバシーが明かされることだが、これが守られるということが書かれたパンフレットがあったら良いと思う。性犯罪は、数が多いが明らかになりにくいし、加害者にとっては理解しにくく更生に結びつくのが最も難しいものの1つだと思う。

性犯罪については、被害申告されない部分は全く把握できない。訴えがあっても逡巡することもある。警察においては、今でこそ女性警察官が直接被害状況を聴取しているが、過去は、男性警察官が聴取していて、被害を訴えにくい環境だった。逐次改善して、被害届を出し易い環境を作りつつあるという状況である。

性犯罪は、1対1の犯罪であり、基本的には、加害者が事実を認めないと裁判は難しい。また、検察や警察の調べ自体が2次被害であり、起訴して犯人が否認すると法廷で証言しなければならず、これが3次被害となる。今は、ビデオリンクを利用したり、公判前整理手続で争点を整理して絞り込み、できるだけ2次被害、3次被害を食い止める形で刑事裁判が運用されているが、被害者の原理原則と刑事司法の証拠裁判主義の原理原則は違う。

被害者重視の時代の声と少年法の理念とをどのように整合性をとっていくのか、家庭裁判所だけでなく、警察、検察などの関係機関や社会全体で議論しなけ

ればならない。これからも，皆様の意見を伺いながら，実務的にどのような方向性があるのか，検討していきたい。

以 上

- (注) 裁判所関係以外の委員の発言  
裁判所関係委員の発言  
裁判所側の説明